（装置型式指定規則の一部改正）

第四条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「第五十八号改訂版」を「第五十八号第二改訂版」に、「第十九号第三改訂版」に、

第四十八号第三改訂版

を

第四十八号第三改訂版 第四十八号第四改訂版

に改める。

第三号様式中

第二条第二十二号の前部霧灯	12以上
第二条第二十二号の前部霧灯	5以上

を

に

改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第三十三条に一項を加える改正規定及び第四条の改正規定は、平成二十年七月十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第三条の規定による改正前の指定自動車整備事業規則第二号様式による保安基準適合標章（次条において「旧標章」という。）については、第一条の規定による改正後の道路運送車両の保安基準第二十九条第四項第二号の二の規定は、適用しない。

第三条　旧標章は、第三条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第二号様式にかかわらず、平成二十一年三月三十一日までは、なおこれを使用することができる。

第四条　第四条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条の表第十号及び第十一号下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行った認定（次条に規定するものを除く。）は、平成二十二年一月十日までは、第四条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条の表第十号及び第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定とみなす。

第五条　旧規則第五条の表第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定（特殊な突入防止装置及び突入防止装置取付装置並びに車枠又は車体のうち突入防止装置及び突入防止装置取付装置以外の部分と一体の構造となっている突入防止装置及び突入防止装置取付装置に係るものに限る。）は、平成二十四年七月十日までは、新規則第五条の表第十一号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定とみなす。

第六条　旧規則第五条の表第十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定は、平成二十二年七月十日までは、新規則第五条の表第十八号下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行った認定とみなす。

告　示

○国土交通省告示第八百六十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第九条第一項、第十二条第一項、第十八条の二第三項及び第四項、第三十二条第一項、第三項、第六項及び第八項から第十一項まで、第三十三条第二項、第三項及び第四項、第三十三条の二第三項、第三十四条第三項、第三十四条の二第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十二条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年七月七日　　国土交通大臣　冬柴　鐵三

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中「別添25「突入防止装置の技術基準」」を「協定規則第58号第２改訂版7.の技術的な要件」に「別添26「突入防止装置等の技術基準」に定める基準」を「協定規則第58号第２改訂版25.の技術的な要件に定める基準（法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第58号第２改訂版25.6.の規定中「２m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。）」に改め、同条第三項第二号中「別添26「突入防止装置取付装置の技術基準」」を「協定規則第58号第２改訂版16.又は25.の技術的な要件」に「行う場合にあっては、別添26「突入防止装置取付装置の技術基準」の3.2.3.及び3.3.6.の規定中「地上1,500mmを超える」とあるのは「地上3,000mmを超える」」を「行う場合以外の場合にあっては、協定規則第58号第２改訂版16.3.又は25.6.の規定中「２m」とあるのは「1.5m」」に改める。

第四十二条第一項中「協定規則第123号」を「協定規則第123号補足改訂版」に改め、同条第四項及び第七項中「別添54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」」を「協定規則第123号補足改訂版」に、「協定規則第48号第４改訂版5.及び6.（6.19.を除く。）の技術的な要件（同規則の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）」を「協定規則第123号補足改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件」に、「同規則5.3.及び同規則5.8.」を「協定規則第123号補足改訂版5.3.（5.3.1.を除く。）及び5.8.」に、「同規則6.」を「協定規則第123号補足改訂版5.3.1.1.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、協定規則第123号補足改訂版6.」に、「同規則9.2.」を「協定規則第123号補足改訂版9.2.」に改め、同条第九項及び第十項中「別添54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」」を「協定規則第48号第４改訂版5.及び6.（6.19.を除く。）の技術的な要件」に改め、同条第十一項中「協定規則第123号」を「協定規則第123号補足改訂版」に、「同号」を「協定規則第123号補足改訂版」に改める。

第四十三条第一項を次のように改める。

第43条　前部霧灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条第２項の告示で定める基準は、協定規則第19号第３改訂版5.、6、7.及び8.の技術的な要件に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第19号第３改訂版5.6.及び5.7.は適用しないこととし、協定規則第19号第３改訂版5.5.(i)の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、協定規則第19号第３改訂版10.3.5.の規定に適合すればよいものとする。

第四十三条第二項中「別添54「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の装置型式指定基準」」を「協定規則第48号第４改訂版5.及び6.（6.19.を除く。）の技術的な要件」に改め、同条に次の一項を加える。

３　前部霧灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第33条第４項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及